

第9回

金融審議会公認会計士制度部会

2006年9月12日

金融庁 総務企画局

午前10時00分 開会

○関部会長 時間が来ましたので、ただいまから金融審議会公認会計士制度部会の第9回の会合を開催いたします。

本日は、皆さんご多忙のところご参加頂きまして、本当にありがとうございます。

本日の会議につきましても公開ということでご了解頂きたいと思います。

この公認会計士制度部会も本年4月に再開いたしましてから今日で大体5回目の会合になります。今回からは、前回の会合の最後に申し上げましたように、監査法人制度等のあり方に関して、これまでの皆さんのご議論を踏まえまして、全体の論点を3つないし4つの固まりに分けてご議論頂くということで、いわば第2ラウンドに入るということでございまして、この第2ラウンドでは論点ごとに皆さんのご議論を深めて頂きたいと、こういうふうに考えております。

本日は、監査法人等における品質管理、それからガバナンス、ディスクロージャーのあり方に関する論点を取り上げたいと考えております。

まず、事務局から討議の出発点となる資料を説明して頂いて、その後、各委員から忌憚のないご意見をお願いできればと思っております。その後、時間が許すようでありましたら、日本公認会計士協会副会長である増田委員から、今般日本公認会計士協会に取りまとめられました監査時間の見積もりに関する研究報告——中間報告でございますが——について当部会の議論とも深い関係があるということで、ご紹介をお願いしたいと考えております。

それでは、お手元でございます討議資料について、まず事務局にご説明頂きます。

よろしくどうぞ。

○大来企業開示課長補佐 金融庁企業開示課で課長補佐をしております大来と申します。

それでは、お手元に配付してございます公認会計士制度に係る討議資料、H18-1という黒枠囲いの資料をご覧ください。各委員の皆様には事前に配付をしておりますので、ある程度お目通し頂いたかもしれませんが、今、関部会長からご紹介頂きましたように、今回は品質管理、ガバナンス、ディスクロージャーのあり方について、討議資料で取り扱っております。

大まかに申し上げまして、まず1のところではじめにということで導入的なことが書いてございまして、2ページ以降に、監査法人の品質管理・ガバナンスのあり方について載っておって、その後、6ページ以降に監査法人のディスクロージャーのあり方を取り扱っていると、おおむねそんな構成でございます。

それでは、文書に従いまして内容について簡単にご紹介をさせて頂きたいと思っております。

はじめにということで、公認会計士・監査法人は、企業財務情報の信頼性の確保に当たり、極めて重要な役割を担うものでございます。特に、その役割の中核として位置づけられる監査証明業務の公正性と信頼性を確保するためには、対象となる会社等の事業活動の多様化、複雑化、国際化に対応して、適切な人員、システム、設備等を確保することによって、監査の水準を一定以上に保つ必要があるというふうに考えられます。

このような考え方にに基づきまして、公認会計士法は、一身専属的な資格に基づく業務として自然人である公認会計士に認められている監査証明業務について、5人以上の公認会計士が社員となって組織される監査法人においても——昭和41年の改正でございますけれども——行い得ることとしてございます。

監査法人制度は、その構成員の人的関係に基礎を置いたものとなっております。後で申し上げますけれども、その組織のあり方に関する規定については、会社法における合名会社の制度が多く取り入れられているということでございます。社員が業務執行権を有すること、社員の責任が無限連帯責任であることなど、緊密な連帯意識のもとで組織規律と相互監視が機能することが前提という制度となっております。

一方で、監査法人の実際、実態に目を向けますと、大規模な監査法人は、例えば社員数が数百人を超えるであるとか、あるいは20以上の主たる事務所を全国に開設するなど、幅広く事業活動を展開しております。また、会社等の事業活動の多様化、複雑化、国際化のさらなる進展や、新興市場の成長、コーポレート・ガバナンスに関する制度の進展等を受けまして、組織的監査への要請は、監査法人制度が発足した当時以上に高まっているという指摘もなされておるところでございます。

更に、昨今の公認会計士監査をめぐる非違事例や、公認会計士・監査審査会における四大監査法人の監査の品質管理についての検査の結果は、組織的な監査のあり方をめぐってさまざまな論点を提起しているというふうに考えております。

以上のような監査法人を取り巻く環境にかんがみて、監査の質の確保と実効性の向上を図っていく上で、監査法人が重要な役割を果たすことが期待されていると考えられます。

既に、昨年10月に監査に関する品質管理基準、本日もお手元に配付させて頂いておりますけれども、こちらの方の策定が企業会計審議会において行われまして、監査契約の締結から監査計画の策定、監査業務の実施・審査、監査報告書の発行に至るまでの監査法人等による品質管理の基準の設定が行われました。監査法人におきましては、このような基準も踏まえまして、監査の品質管理を適切に行うことが重要というふうに考えられます。

また、そのような適切な品質管理を確保するために、ガバナンス機能が各法人において発揮されることが望ましいのではないかと。更には、監査法人の透明性の向上を通じて、監査の質を確保していくという観点から、監査法人のディスクロージャーのあり方が重要となるのではないかと。

このような品質管理、ガバナンス、ディスクロージャー、相互のつながりに留意しつつ、2項では監査法人における品質管理、ガバナンス、ディスクロージャーの各論点のあり方について検討を加えてございます。

なお、以下の記述につきましては、主に大規模な監査法人を念頭に記述をさせて頂いております。ただ、検討に当たっては、中小監査法人等における取扱いのあり方についても、あわせて検討していく必要があるのではないかと、こういうことが考えられます。

それでは続きまして各論に入ります。

品質管理・ガバナンスのあり方ということで、まず最初は内部機関設計のあり方でございます。まず、監査法人において内部機関がどのような役割を果たしているのか、果たすべきなのかが①でございます。企業財務情報への信頼性の確保は資本市場のインフラとして重要でございます。監査法人の内部機関設計につきましては、このような信頼性の確保のために必要な品質管理が行われ、監査の質が確保されるようなガバナンス機能を有した組織・体制であるということが望ましいと考えられますけれども、どのように考えられるでしょうか。

監査法人、とりわけ大規模な監査法人の実態に着目をしますと、個別の監査証明業務を執行する社員、それから個別の監査の審査等品質管理を担当する部門、それから経営に関する意思決定を行う部門——例えば理事とか理事会とか、法人によって名称はまちまちなんですけれども——などが存在することが一般的でございます。監査法人としての監査の実施に当たっては、これらの者、これらの部門がそれぞれの役割を適切に果たしているということが重要になるのではないかとということでございます。

また、監査の品質管理の観点から、それぞれの者には一体どのような役割が期待されるのか。個別の監査証明業務を執行する社員につきましては、例えば監査法人の品質管理方針、手続に沿って監査業務を的確に遂行すること、補助者の監督をすることが求められているのではないかと。

個別の監査の審査等品質管理を担当する部門にあつては、監査法人の品質管理方針・手続に沿って個別の監査の審査等を的確に行うことが求められているのではないかと。

それから経営に関する意思決定を行う部門につきましては、監査法人の品質管理体制の構築、

品質管理方針・手続の策定を的確に行うことが求められているのではないかとということが、問題提起としてございます。

続きまして、内部機関に関する法的な枠組みでございます。

後に申し上げますとおり、内部機関設計に関係し得る公認会計士法の現行の規定は、34条の13において、業務管理体制を整備しなくてはならないという義務づけ規定に限定をされております。内部機関の分化というのは法律上認識をされていないということですが、監査法人の内部機関設計について、何らかの法令上の手当てを行うということについてどうお考えになるか。

それから、この点法令において詳細に内部設計について手当てを行うという考え方もございます。他方、各法人の規模、監査提供先等の実態に応じて柔軟性のある内部機関設計を可能とするという観点から、組織的監査を行うための必要最低限の内部機関、例えば、「業務執行（監査）を行う者」、「業務執行（監査）の審査等、品質管理を行う者」、「業務管理体制（品質管理体制）の整備など、経営に関する意思決定を行う者」などについて法定しておくということが考えられますけれども、どうお考えになるのかということでございます。

それから品質管理・ガバナンスの2点目、法人の社員資格、ボードへの参加資格という論点がございます。

まず①で、監査法人の社員資格について取り扱わせて頂きます。

監査法人の社員につきましては、現行、公認会計士法の34条の4第1項におきまして公認会計士に限定をされております。諸外国に目を向けますと、米国の多くの州やEU主要国では監査事務所の持分の過半数、または75%以上は監査人によって所有されなければならないこととされておりますけれども、社員全員が監査人であるということは求められておりません。先般施行されたEU第8次指令におきましても、この考え方は基本的に踏襲をされておきまして、持分の過半数はいずれかの加盟国の法定監査人によって保有されなければならないというふうになっているところでございます。

こういった諸外国との話につきましては、これらの国においては監査事務所は監査業務を中核としつつも、税務業務等を含む総合的な事務所であるという点において、我が国の監査法人とは性格が異なるという指摘はあり得るところでございます。

一方で、公認会計士以外の者を社員等として受け入れることを可能とする制度設計につきましては、経営・財務とか、法務とか、あるいは内部統制、ITといったような分野に関係する広範な知識と経験を求めて、実効性のある監査をサポートするという観点から、積極的に支持する意見があり得るのではないかと。こういったさまざまな意見を踏まえまして、公認会計士の

資格を有しない者に社員資格を拡大することについてどのようにお考えになるか。また、社員に占める公認会計士の資格を有する者の割合の下限についてどうお考えになるかの点があるかと思えます。

それから、現行の公認会計士法上、責任や義務の主体は公認会計士に限定をされております。仮に公認会計士の資格を有しない者を監査法人の社員として認めた場合に、これらの者の責任負担であるとか、義務のあり方という点が問題となり得るかと思えます。これらの者は監査証明業務に責任者として従事することは想定されないというふうには考えられますけれども、監査法人の運営等に携わるといことは考えられまして、その際、例えば当該運営が不適切と認められる場合も発生し得るのではないかと。

こういった点を踏まえて、公認会計士の資格を有さない社員の義務であるとか行政責任に関する規定、あり方について何らか整備等しておくことが必要となるのではないかとという点がございます。

それから②に移りまして、ボードへの参加資格のお話がございます。

この公認会計士法上は、監査法人の社員は各自法人を代表するということとされております。また、定款あるいは総社員の同意によって、社員のうち特に監査法人を代表すべき社員を定めることは可能でございます。

一方、実際の監査法人、とりわけ大規模な監査法人の運営に目を向けますと、経営に関する意思決定を行う機関、例えば理事会などを定款上の定めで設置しているというような場合が一般的であるように見受けられます。このように経営に関する意思決定を行う機関、いわゆるボードにつきまして、その参加資格を公認会計士に限定すべきか否かとの議論があり得るかと思えますけれども、どうお考えか。

また、逆に公認会計士以外の外部者のいわゆるボードへの参加を義務づけるべきであるという議論があり得るかと思えますけれどもけれども、どうお考えになるかという点がございます。

それから3点目としまして、出資者の範囲ということが問題になるかと思えます。

仮に監査法人の社員として公認会計士の資格を有しない者の参加を認めるとした場合に、当該監査法人に関する出資者の範囲というのが問題となります。

この点、また諸外国に目を向けますと、欧州諸国の例でございますとか、さっきのEUの第8次指令におきましては、監査事務所の持分所有者に監査事務所の業務への参加というのは求められておりません。一方、米国におきましては、多くの州において監査事務所の持分所有者は監査事務所の業務に参加しなければならないというふうにされている点がございます。

この点につきましても、諸外国においては監査事務所は監査業務を中核としつつも、コンサルティング業務等を含む総合的な事務所として存在するという点において、我が国における監査法人とは性格が異なるのではないかという指摘があり得るかと思えます。また、業務に従事せずに、純投資だけを目的とする出資者の存在は、監査法人の過度の利潤の追求につながりかねず、場合によっては監査の適正を歪めかねないのではないかという指摘もあり得るかと思存じます。

こういった点を踏まえまして、出資者の範囲は、例えば業務に従事する社員たる自然人に限定すべきだというような考え方がありますが、どうお考えになるでしょうか。

続きまして、大きい方のくくりの3点目でございますけれども、監査法人の品質管理に関する規定のあり方でございます。

現行の公認会計士法は、先ほどちょっと触れましたけれども34条の13におきまして、「監査法人は業務を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない」というふうに規定をされてございます。

この内閣府令でございますけれども、そこにおきまして整備しなければならない業務管理体制といたしまして、所属公認会計士の一定以上の経験、監査証明業務を適切に行うための方針及び手続の整備、意見形成のための審理規程の整備等。それから今の方針手続の整備とか審理規程の整備といったものが的確に実施されるというチェック機構の設置。それから必要な施設、財産的基礎の保有等が規定をされているところでございます。

この業務管理体制の整備につきまして、単に業務管理に必要とされる体制を形式的に構築することのみならず、その日常的かつ適切な運用を含めて求められているものと考えられますけれども、この点についてさらなる規定の明確化を図ることについてどうお考えになるかという点がございます。

以上が品質管理・ガバナンスの論点でございます、引き続きましてディスクロージャーのあり方に移らせて頂きます。

現行の公認会計士法におきましては、監査法人について貸借対照表、損益計算書あるいは業務報告書といったものを年1回金融庁、内閣総理大臣に提出しなければならないというふうにされている一方で、公衆に対する縦覧、情報開示義務というのは課されていないところでございます。

この点、米国やEUの主要国におきましても、監査法人固有の公衆への開示義務はございません。一方、本年6月に施行されたEU第8次指令におきましては、監査事務所のガバナンス

構造、品質管理システム、売上高の内訳などにつきまして、情報開示義務が導入されているところでございます。

なおご参考でございますけれども、夏休み前にもご説明したかと思えますけれども、EU第8次指令につきましては、2008年6月までに国内で各加盟国が法制化をする必要があるということでございます。

それから、EU第8次指令において開示が求められている項目でございますけれども、法的な構造、所有について。監査事務所がネットワークに属している場合には、当該ネットワークの概要、ネットワークにおける法的・構造的な取り決め。ガバナンス構造。内部品質管理システム及びその機能の有効性に関するボードなどによるステートメント。直近の品質保証レビューが行われた年月日。前年度に法定監査が行われた被監査公益事業体のリスト。独立性基準を遵守しているかに関して、内部レビューが行われたかを確認する監査事務所の実務に関するステートメント。法定監査人の継続的専門研修に関する監査事務所の方針についてのステートメント。総売上高——これには法定監査報酬・他の保証業務からの報酬・税務助言業務等他の非監査業務からの報酬等との内訳が含まれます——や、監査事務所の重要事項を示す財務情報。それからパートナーの報酬の根拠に関する情報といったものが列挙されております。

投資者に対する適切なディスクロージャーを通じまして、市場規律の中で監査法人の品質管理・ガバナンスの向上を図っていくとの観点から、監査法人に対して、EU第8次指令における開示項目を参考としながら、一定の情報開示を義務づけるべきという考え方がありますけれどもどうお考えになるか。また、仮に有限責任形態の監査法人を認めることとする場合には、貸借対照表、損益計算書等のより詳細な財務書類の開示を義務づけることによって、当該監査法人の財産的基礎について、一層の透明性を確保しておくことが必要であるという議論もあり得ますけれども、どうお考えになるか。

なお、監査報酬に関する開示等のあり方については、次回以降、監査人の地位の強化という論点を控えてございますけれども、それとの関連で次回以降も引き続き検討が必要になるものと考えられます。

本文に戻りまして、仮に一定の情報開示を監査法人に義務づけたとした場合に、開示の方法についてはどのように考えるか。公衆の縦覧に供するべく、例えば財務局や取引所などに備え置くほか、当該監査法人や日本公認会計士協会に備え置くことなどが考えられるけれども、どのようにお考えになるでしょうか。

それから、大規模な監査法人について念頭に論じてまいりましたけれども、個人事務所につ

いても、監査の質の管理などの観点から、何らかの情報開示を義務づけることが必要と考えられるけれども、どう考えるか。その場合に、どのような情報の開示を求めることが適切かという論点があるかと存じます。

以上、事務局よりご用意をさせて頂いた論点、問題提起でございますけれども、そのほかに品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーのあり方について検討をしておくべき論点がございましたら、ご指摘を頂ければ幸いです。

事務局からはとりあえず以上でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の事務局からの説明を踏まえて、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。

幾つか論点がございますので、議論を2つに割って進めたいというふうに考えております。最初にこの機関設計のはじめにというところと、それから監査法人の品質管理・ガバナンスのあり方のところの機関設計のあり方、それから監査法人の社員資格、ボードへの参加資格の拡大、出資者の範囲というところで一遍区切りまして、いわゆる機関設計等にかかわる、ガバナンスにかかわる制度的な側面についてご議論を頂きたい。

それからそれが済みましたら、品質管理の規定のあり方、それからディスクロージャーのあり方と議論して頂くということで、2段に分けて議論したいと思います。

それでは、最初の部分についてどなたからでも結構です。忌憚のないご意見を頂きたいと思っております。

根本委員どうぞ。

○根本委員 最初にちょっと質問させて頂きたいんですが、ガバナンスという場合の対象なんですけれども、企業で言えば株主というか、ステークホルダーというのが一義的にあると思うんですが、所有者というと会計士の方ということなので、どのあたりまで広げて考えるべきなのか。あるいは財務的な関係者となると、直接的には監査対象企業とかになるのかかもしれません。そういう情報を使う投資家も含めたものなのかということをお伺いしたいということ。

あと出資者の範囲のところなんです。確かに書いていらっしゃるように、公正中立という監査法人の性格から言って、出資者にある程度限定を課すということも十分成り立つと思うんですが、一方、監査法人の財務内容とかがよくわからないものですから、限定した中で十分な財務基盤とかを維持できるのかとか、今後、いろいろ投資とかシステムの充実とかが必要なの

かもしれませんが、そのあたりは収益的なもので十分補っていけるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思いました。

○関部会長 これは、池田課長。

○池田企業開示課長 今、根本委員がおっしゃった前者の方については、恐らくそのこと自体が重要な論点の1つなのかと思います。この紙でも、余りガバナンスというのは裸では使っていないくて、品質管理とガバナンスとあわせて、余りそのところが明確でないと言えば明確でないのかもしれませんが、一体のものとして書いている部分が多いと思います。

そういうふう書いていることの背景としては、ガバナンスということが一般に言われるんですけれども、多分に言っている人の内容は品質管理体制という意味で使われていることも少なくないだろうと思います。

そうしたものを考えるときには、確かに一般の会社制度でのガバナンスというと、所有者がどうチェックするかという視点も大きいと思うんですけれども、もちろんそういう視点もないことはないと思うんですけれども、おっしゃったように監査の品質を管理することによって、投資者に対して適切なそういう開示に関するサービスを提供していくために、どうした機構が求められるかという部分が多分多くの、特に公認会計士法という観点からすると問題意識が強くあると思います。そういう意味では、ガバナンスという言葉が正確でないのかもしれませんが、ご質問の点について言えば、所有者のためのガバナンスという部分もあるだろうと思いますが、恐らく公認会計士法の視点はそれにとどまらず、投資者というものを背景にした品質管理なりガバナンスということが意識されているのではないかと思います、その点自体もご議論頂ければというふうに思います。

それから2番目の点は、確かにこの論点の紙では出資者を論じるときに、そういう財務基盤の確保という論点がちょっと欠落している部分があるかと思います。そういう視点もあるというご指摘かと思いますが、現実において、いろいろな今後の投資事業等を考えたときに、財務基盤の確保という点で、出資者を限定しておくことで足りるかどうか、このあたりは公認会計士協会の方々等から実態をお聞かせ頂ければというふうに考えているところです。

○関部会長 よろしいでしょうか、それじゃ八木委員。

○八木委員 機関設計のところ一言申し上げたいと思います。

まず、その前に資料の2ページに、「中小監査法人等における取扱いのあり方についても併せて検討していく必要がある」とされていますが、大法人と中小法人とでは、ガバナンスの実態が感覚的に全く違うと思うので、別のものとしての議論が必要と考え、書かれた主旨に賛成

いたします。

それから機関設計ですが、この業務執行と品質管理と経営と大きく区分して整理して、機能別に法定していくという方向も違和感はありません。その理由ですが、監査法人は大法人になることによって近代化、合理化されたということは伺っておりますけれども、もとはのれんを持つ方、つまり創業の方と、それを中心にして集まれた方の人的な結合という形が長い間続いてきて、それらが合併という形で今日の大法人に至っているというふうに認識しております。したがって、近代化されているとは言いながら、ある程度合併前の小法人毎の縦割り組織というものが残っているのではないかというふうに感じるわけです。

そういう意味で、これからのローテーションとか、人材の有効活用とか、適材の配置とか、そういった観点からすれば、上述の様に3つの機能別に分けることによってそれがスムーズになるということは、非常に前向きなことではないかと思えます。

そういうことで、この3つの区分を基本として役割を整理するというのは、企業側としては賛成であります。それからあわせて申しますが、法人内部での報酬の配分なども、以前は大分偏っていたということを伺うわけですが、若い方のモチベーションのためにも、若い方への配分を増やすなどの配慮というものが行われているか確認したい点であります。

以上です。

○関部会長 弥永先生どうぞ。

○弥永委員 非常にご提案は興味深いと思ったんですけども、3点ほどちょっと気になった点があります。

まず、4ページのところから5ページにかけて、ボードという言葉が出てきているわけですが、監査法人において、この経営に関する意思決定等というのは、一体どういうことを決めることを指して経営に関する意思決定等と言っているのかがちょっとよくわからないんですが。

実際、現在の段階で公認会計士というか、もし社員じゃない方が経営に関する意思決定を監査法人で行えるとする、それは監査法人という制度が合名会社に倣ってつくられた制度だと考えると、変な気がするんです。それは現実を知らないのも、もし公認会計士以外は社員になれないにもかかわらず、社員でない人が理事になって経営の意思決定を行うということになると、それは更に何か問題があるんじゃないかという印象を受けました。

それから第2点ですけれども、ここで同じように公認会計士以外の方にボードへの参加を義務づけるという議論もあり得るというようなことも紹介されているんですけども、そうなる

と、やはり理事会とか、そういうボードのメンバーは一体どういう責任を負うのか。株式会社における取締役会の構成のような責任を負うという位置づけを定めなきゃいけないのかと。これは、実は監査法人を有限責任形態をとれるということにすると、業務執行者にどういう責任を負わせるのか、あるいは業務執行の意思決定をする者にどういう責任を負わせるべきなのかということにも、結構結びついてくる議論ではあると思います。

更に3つ目も同じ流れなんですけど、3ページのところで内部機関というものについて法定するというわけですが、そうすると、やはりこの内部機関のそれぞれについて、こういう人たちは義務を負うだけでなく、対外的に一体どういう責任を負うのか。つまり、これまでで言うと、単なる出資者というか、社員として責任を負っていたのとはまた違った責任の負い方というのを考えなきゃいけなくて。そのあたりで、やはり株式会社の取締役、執行役とか、あるいは持分会社などにおける業務執行社員とか、こういった方々の責任との平仄というのも考えなきゃいけないんじゃないかと思うので、いずれにしても、機関というか、そういう構造をとる、いろいろなことを考えると、責任の問題もあわせて考えた方がいいんじゃないかというのが私の意見です。

○関部会長 弥永先生の3つのポイントは、まさに議論を深めなければいけない課題を上手に整理して頂いたと思っているんですが、この点についていろいろご意見があると思うんですね。まさにこの点が議論すべきことだと思います。

事務局から答える前に、もう少し皆さんからご議論頂いた方がいいと思うんですね、今の3点について。

○澤田委員 澤田でございます。

いろいろな議論の中で、公認会計士や監査人に対する様々な形での義務づけや制限が提案されますが、本日の議論の大前提としてお考え願いたいことがあります。我々公認会計士が言うと、何か皆さんからプロテクトしているのではと認識されるかもわかりませんが、我々は国際的に公認会計士に認められた当然の権利に対して、日本の場合は相当程度制限されている状況にある、ということが第1点です。

監査法人のあり方に関して、いろんな形でのガバナンスとか、外部者を入れるべきとか、そういうお話があるんですが。実効性のある監査を確保するために、監査法人はいろいろな専門家を受け入れるべきで、しかも利用者の利便性を高めるため、海外のように総合事務所化すべきだという考え方が一方にあります。片や、現行公認会計士法の中では、我々監査法人につきましては、いわゆる法第2条第2項業務、コンサルティング業務と言われている部分について

は、監査業務に支障のない限りという形で、非常に限定的にうたわれています。私自身、監査だけをやっている人間が本当にいい監査ができるのか、非常に疑問だと思っていますが、この点、どのように整理して議論していただくのか、明確にして頂きたいというのがあります。

それに関連して、監査法人の内部組織の機能分化についてご提案されておりますが、ここで取り上げられているEU指令は、基本的にはいろんな会計ファームの事業形態を認めた上での議論で、だから法的な構造とか、それに付随する情報はどうなんだということで開示事項が決められているわけです。

我々には、現状のとおり選択肢はなく、要するに定められた事業形態しかないわけです。しかも、その中で昨年の10月に「監査に関する品質管理基準」ということで、明確に国際的な流れに沿って、監査事務所のあり方が規定されています。ある意味でいいますと、今、法によって監査法人の組織的機能分化を規定してはどうかということですが、その前に法的組織形態として、我々監査法人サイドに自由設計を認めるのかと、いう議論をやはりやって頂かなければ、私は問題があるんじゃないかと、思っています。

それと、先ほど中小事務所の話が出ましたけれども、公認会計士法においては、まず公認会計士が本来の監査主体だと規定しています。ただ、現状は非常に大規模な企業が存在するのであって、当然のこととして、監査法人をベースに考えるということになってはいますが、その辺を明確に区別して議論して頂きたいと。ですから、例えば上場会社であっても、監査人側の適切な人員、システム、設備、それは被監査対象会社によって相当程度違う。したがって、監査事務所の選択できる法人形態の種類とか、それに対する規制のあり方とか、変わってきてしかるべきじゃないかなと。その辺を十分にご認識した中でご議論願えればありがたいと思います。

以上でございます。

○関部会長 かなり本質的な、この議論の前提にかかわる大事な点だと思います。その点も含めてご議論頂きたい。

○山浦委員 一番最初に根本委員からご質問があったガバナンスの件なんですけれども、そこから実は議論が発しているような気がするんですけれども。従来の公認会計士法のもとの監査法人のあり方という点、そういう視点からしてみますと、ガバナンスというのは監査法人が監査業務を行う上で、適正にそれを達成するための組織的機能と、こういう位置づけじゃないかと思うんですね。

ところが、現実に今の監査法人の組織体制を見ますと、四大法人ないし五大法人と呼ばれる今の組織。これはもう何度もこの場で皆さんがご指摘されるように、個人的なつながりではと

でも律しできないような組織形態になっていると。むしろ大手の法人に至っては、人的な規模からしますと、いわゆる大会社という部類に属するような巨大な組織を持っているわけですね。それは、むしろ合名会社的な組織形態化すると、とても時代に即しない。

それから、今、澤田委員の方からご指摘あったんですけども、実際の業務内容というのは監査業務に徹するという、それが基本だとされるけれども、実際にはいろんな業務を行っているわけで、そういった意味では大きなサービス産業と言っても過言ではないわけですね。

その中でのこのガバナンスのあり方という、やはり監査業務をメインに置いた組織目標、そしてその組織目標を達成するための実際の組織のあり方ですね、それが機関設計、そういった一律的な理論では、なかなかこの議論を整理することはできないと思うんですね。

となりますと、私自身はやはり今般、会社法の改正が行われましたけれども、その議論に見られるような株式会社法制的な観点からの組織の機関設計のあり方といったものを考える必要が出てくるんじゃないかという気がしております。

当初、一番最初にガバナンスの問題が出てきたんですけども、ある意味ではそういった大手の監査法人の組織の実態を考えると、いわば社会性と利益性というのが常に相反するような形になってくるわけですね。恐らく、それは現実問題としては、どっちかに徹するということはできないと思うので、やはり中間になってしまうと。あるいは、かなり両者を折衷したような形になってくると思うんですけども。いずれにしても、会社法制を議論されている中で、法制審なんかで議論している議事録を見ますと、やはり外部の目をいかに経営の中に取り入れるか。ボードに対する外部の目の機能の注入といいたいまいしょうか、例えば外部取締役、独立取締役とかいう言葉がありますけれども、あるいは外部監査役とか、そういった組織もやっぱり必要だと。

一方で、中小の監査法人、あるいは個人事務所があります。ですから、監査の主体であります監査法人なり会計事務所というのを、一律の組織形態でもって、あるいは法制度でもって律することはできないということが実際なんですね。ですから、このあたりはやはりある程度の今の会社法制的な柔軟性と幅の広さというんでしょうか。それをもとにして、監査法人のあり方というのを、特に機関設計については考えるべきじゃないかと、そういうふう考えております。

○関部会長 今までのご議論をお聞きしていて、整理になるかどうかわかりませんが、私は監査というものに対する社会的要請というのは随分変わってきていて、単なる会計監査だけじゃなくて、内部統制なんかの監査もやっぱりしなきゃいけないというように、監査の質が

変わってきている。従来は公認会計士が一人一人が独立して監査するというようなことで来ているわけですがけれども、組織監査という形で監査法人が責任を持つということをやらなければいけない、そういうことになってきているのではないかという議論が基本だと思うんですね。

いろいろ議論の整理をしたいと思って言っているんですけども、今、監査だけではなくて、もう少し監査事務所というものをコンサルタントを含めた総合的な監査法人としてどうとらえるかという論点もあるよと、こういうご指摘です。当然、そういう議論はあると思いますが、議論としては、やっぱり組織監査というものをどうするのかという議論をやった上で、ではコンサルタントのような議論をどうするんだという議論もしなきゃいかんと思いますが、議論を少し分けてやるというふうにしたらどうかということが1つ。

それからもう一つは、大監査法人と中小法人というのをどうするか。中小法人の問題も当然考えなければいけないわけですが、議論はやっぱり私は分けて議論した方がいいと思うんですね。つまり、とりあえずは大法人をどう考えるんだという議論をした方がいい。つまり、組織監査というものをどう考えますかという論点を、一応、大法人というようなところを頭に置いて一たん整理してみて、それで次に進むというような頭の構造になっているんですが、ご参考になるかどうかわかりませんが、ご議論を進めていって頂きたいと思います。

伊藤先生どうぞ。

○伊藤委員 部会長が大体方向づけを出されたような感じなんですけれども、別に反論するわけではないのですが、私も実務経験から一言お話しさせていただきたい。もともと公認会計士さんの業務というのは、会計監査に限定して今までやってきたかもしれませんが、先ほど関部会長からの話にもあるとおり、内部統制というのが新しく入ってきたことです。

これは財務報告数値の内部統制を見るんですけども、これは八田先生にご異論があるかもしれませんが、私は、経営そのものを見ていかないと、実際の最終判断はできないと思っています。つまり、統制環境全体を見るんだということは、経営者の判断、事業精神、物の考え方をじっくりと、その財務数値の裏を見ていかないと、私は判断できないと思います。

しかし、そういうことが今の監査法人の会計士の限定された方々の業務の中で、本当にできるのだろうかという疑問を持っている経営者は何人かいるんですよ。つまり、「会社の質を判断できる会計士がいますか」と。「そこまで会計士に要求していいのだろうか」という意見も、公の場で、私の友人は話をいたしておりました。私もそれに対して、ある程度賛成なんです。

したがって、やはりこれからの公認会計士のあり方というのは、組織としてやっていかないと大企業に対しても十分なる対応ができないのではないかと。これは関さんもさっきおつ

しゃっておりました、まさしくそのとおりだと私は思います。そういう前提に立ちますと、すべての考え方が変わってくるんですね。つまり、組織法人としての公認会計士のあり方を考えていけば、単に監査をする人だけじゃなくて、その法人自体を事業運営していく必要が出てくるわけです。そうすると、専門家として経営がわかるような管理能力のある人も入れなきゃいけないし、それに対するガバナンスも、要るわけですね。つまり、会社でいう監査役なり、あるいはそういった人たちを入れて、その事業法人の内部をきっちりと事業運営をして、それをやはり公に開示していくことが必要です。

今の流れというのは、要するに事前規制から事後管理と申しますか、モニタリング強化の時代に変わってきている。世の中はそういう見方をしておりますし、金融庁さん自身もそういう行動をされておられ、しかもこれは世の中の賛成を相当得ていると思います。そういう点では、この監査法人についても、ガバナンスにも関連してくるんですが、そういう前提に立つと法人としての組織運営をきっちりしなきゃいけないということになります。

特に、従来の監査法人の有力先生方を中心としたグループ毎の運営、やり方から、監査法人全体を一つのグループに切りかえていかなきゃいけないと。会社としては、だれが来て頂いてもいいんですよ。何も長年自分の会社をよく知っている人が来て頂いて監査をして頂かなくても、それだけの準備は会社の方でも十分できるような人材もそろっていますね。したがって、むしろ監査法人としてきっちりと、それぞれの会社を監査して頂くことが重要なんです。それは会計監査にとどまらず、つまり内部統制を含めた実質的な会社の経営の質を判断して頂くような人が来れば、私は会社側の報酬だって変わってくるし、いろいろな対応面で変わってくると思いますので、ここではそういう意味で本質論をやって頂けば大変ありがたいと思っております。

まだいろいろ言いたいことがあります、ちょっとここで区切らせて頂きます。

○関部会長 ほかにもたくさん意見があると思いますので。

○山浦委員 何度もすみません。

さっき部会長の方でおまとめになった、このことについては非常に賛成です。というのは、この制度部会の発足の趣旨が、やはり監査のあり方をどう有効に、かつ公正なものにしていくのかという出発点ですので、あくまでもそちらの方に力点を置いて、こういった法人の組織のあり方、これについて議論をされるというのは、当然そうあるべきだと思うんですね。

あわせて、恐らくそこでどうしても出てくるのが、例えば有限責任制であるとか、あるいは法人の社員の資格の問題であるとか、現実の監査業務というのも、実際には公認会計士の資格

を持った人だけではとてもできないような時代になってきておりますし、当然そういったものもあわせて波及してくると思います。その波及された全体図を示せるのが、先ほど事務局の方で読まれたペーパーだと思うんです。

そういった意味では、やはり基本的な視点は監査をいかに充実させていくかというところに置かれるのは当然あるべきだと思っております。

○関部会長 どうぞ、八田委員。

○八田委員 私自身、答えを持ってお話しするわけではないですけども、もともとこの監査法人の創設の淵源をたどってみますと、41年の公認会計士法の改正で導入されるわけですけども、その後、当局が、当時大蔵省ですけども、我が国の監査の質を高めるために、複数回にわたって局長通達なんか出してはまして、そこで言われているのは2つあります。まず旧来、個人のレベルで行っていた監査と異なって、監査法人制度にして何を変えたいのかという2つの点があって、1点は独立性の強化なんですね。それからもう1点が、部会長が言われたように、この組織的監査の徹底。そして今の言葉に置きかえるならば、恐らく品質管理の徹底だと思うんですね。

恐らく、この法制度の流れが変わっていないのであれば、現行の公認会計士法にも、それが原点にあると思うんです。となると、今、山浦委員が言われたように、その部分だけをどういうふうにするかと考えればいいわけであって、全体に手を入れることはないと思うんですね。

しかし、私はそういう立場をとりません。つまり、先ほど伊藤委員が言われたように、今監査環境が全くもって変わっているということ。それから諸外国のアカウンティングファームを見てみれば、澤田委員が言われたように、監査だけで飯を食うという、それも法人形態で行うというのは、ちょっと時代的に違うのではないかなという気がするんですね。

これまでも、何度もいろいろなところで申し上げているように、もしも、会計という大きな枠の中の専門職業人を認めるならば、会計法人というようなものの傘下に置いて、その中で監査業務を機能的に監視をし、あるいは強化させ、そしてその場合には第三者の専門的な方々を、例えば執行とか、あるいは監視の機関で入れていけば、このガバナンスの議論もうまく説明できるのかなと思うんですね。

つまり、スタートをまず決めていかないと、現行のこの公認会計士法の中における監査法人という、いわゆる手足をもいだような、監査しかしちゃいけませんよという形態を前提に議論することには限界があると思われます。にもかかわらず、外の目も入れます、ディスクローズもさせますというのでは、なかなかうまく説明がつかないんじゃないかと思います。

それともう一つは伊藤委員も言われたように、内部統制監査が導入されますので、どうやって機能させていくかということが問題になります。そうすると、これはアメリカで先行する形で始まったものの、幾つかの揺り戻しとかが問題になっていますが、企業側において一番不満が起きているのは、確かに経営の実態とといいますか、あるいは経営トップと丁々発止で議論できるような会計士でなければ、十分な役割を果たせないということです。

となると、2つの問題が起きてきて、短期間にローテーションばかりされたら困るということ。単に、会計数値を見るのであれば、それほど自分たちの会社のことを知らなくてもある程度意見は言えるけれども、やはり置かれている事業環境、それから会社の社歴とといいますか、そういったことをある程度熟知した上でなければ、経営の本質にまで立ち入ることは会計士としてできないんじゃないかということから、熟練会計士がやはり役割を担うべきだといった意見が出ています。にもかかわらず、そういった人が少ないということと、それからもうひとつは、ローテーションがかかってしまったということで、トレードオフの関係が起きてしまっているということです。独立性を強化しようと思ったけれども、逆に監査の質が落ちているんじゃないかということで、恐らく日本もそういう問題が今後起きるんじゃないかという気がするんですね。

それともう一つは、監査だけしかできないとなってくる今の状況で、経営周りとか、若干コンサルティング周りのことにも会計士がもしもかかわっていくと、また独立性がないのではないかという指摘を受けるということです。アメリカの場合には、これは同一事務所の中で財務諸表監査と内部統制監査のチームを分けたことによって、ある程度見きわめができたようではありますが、逆にそれがコスト高になったということで、さまざまな部分でトレードオフが起きてきます。したがって、その方向づけも見定めることが必要であって、私はあえて提言をするならば、ガバナンスとかディスクロージャーとか、こういったことまで全部広げて、一回ここでシャッフルかけて、我が国の会計監査を担っている法人制度を見直すということで、私は会計法人制度というものを考えてみるのも、一ついいんじゃないかという気がします。

○関部会長 ありがとうございます。

増田先生、どうぞ。

○増田（宏）委員 増田です。

今、いろいろご意見ありましたけれども、内部機関に関するところですが、この枠組みに関して、実は先ほどちょっとお話がありましたとおり、昨年10月に品質管理の基準が監査基準として別建てできたということがありまして、今年の4月から監査事務所における品質管理と

ということで、体制整備を各事務所が図ってきているという状況にあります。先ほど事務局の方で説明のありました3ページにある「業務執行を行う者」、「業務執行の審査等、品質管理を行う者」、「業務管理体制の整備など経営に関する意思決定を行う者」、こういったものを既に整備しているところもございますけれども、この4月からは完全に義務づけられています。

先ほどの品質管理基準に従い、協会の方で実務指針をこの3月に公表しまして、4月以降、それに従ってやれということで、これも当然、品質管理レビューの対象になりますし、これに関して公認会計士・監査審査会の方のモニターも受けるということになっていますので、より徹底していくということになると思います。あえて法定化するという必要は、今のところないんじゃないかと思っていますし、現実にはそういう意味の組織ガバナンスという意味であれば、品質管理体制の方はこういう形で整ってきているというふうに言えると思います。今まで整っていないところがあったということはあると思います。

それから先ほど八木委員の方から、組織的にまだ報酬が若い人の方に配分されていないんじゃないかとか、配分が非常に偏っているんじゃないかというようなお話が、一部あるのではというお話がありましたけれども、大法人においては組織的な体制がだんだん固まってきておまして、これは前もちょっとお話ししましたけれども、もともと大法人自体が合併に次ぐ合併をずっと繰り返してきておまして、そういう状況の中で、いろいろな給与体系を整備していくのがおくれたという面があったと思います。最近においては、各法人とも全国一律の給与体系をつくっているという段階にあると思いますし、進んでいるところはもう既に統一していると聞いています。

以上です。

○関部会長 今の点でちょっと、大変大事なポイントだと思うんですけども、私も組織監査を担保するのは、やっぱり組織人事制度というか、人事処遇制度のようなものではないかと思っています。

それで、前回だったか、前々回だったか根本委員が非常に貴重なご指摘をされて、なかなか議論が深まらなかったんですけども、我々企業がお金払いますね。これを配分というか、組織監査というような観点から言えば、監査法人としてとにかく全部プールして、別にどこの会社を担当しているかというようなこととは無関係に、監査法人の中の公認会計士の報酬体系がきちっと決まっていく。そういう報酬と、それから配置、ローテーション、昇進、こういうものがきちっとファームとして行われるというのが、私は結局、基本だと思うんですね。内部組織がどうだとか、品質管理組織がどうだなんていうこともいっぱいありますけれども、結局、

人事とお金みたいなものが、どこの組織でもそうだと思うんですけども、どんどん整備されて

いくということが徹底して行われるようにしなきゃいけないと、こういうことだと思うんですね。その辺の実情のようなものがきちっとわかればいいなと思っていたんですけども、ほぼそういう方向に行っていると、理解していいわけですか。

○藤沼委員 今の話を補足する話なんですけれども、最近監査法人の職員の退職者数が非常に増えておりまして、年間、約200人ぐらいの人が各四大法人でやめていく。進路は、いろいろありまして、会社に勤める者もいるし、コンサルティングファームに行く者もいる、あるいは事務所を開業するという者もいる。そういう面で、今、八木委員がおっしゃられた、上の者だけに厚く、若手の人たちには薄く報いるということはしておりません。今は事情が全然違うんですね。

これはマーケットとの競争ですから、例えば、金融部門の若手の会計士には、特に外資系を中心に高い条件でオファーしてくるというのが現実なんです。だから、事務所でも、金融部の職員には何か特別な扱いを考えなくてはいけないのではないかなというようにも議論しているという状況の中で、昔ながらの報酬配分のやり方というのは続けられないし、そうでなくては、事務所の職員が皆いなくなってしまう。これが、多分現実に近いのではないのかなと思います。

○関部会長 私は議論する立場ではないわけですが、1つだけ質問なんですけれども、そうすると、やはり組織人事なんかの評価するエキスパートだとか、いわゆる公認会計士でない、そういうアドミニストレーションの専門家のような者がどうしても必要になってくるという、そういう背景があると、こういうことですね。

○藤沼委員 そうです。そのような専門家がいれば役に立ちます。

○関部会長 もうおひと方の増田委員、先ほど手を挙げられたんですけども。

○増田（雅）委員 報酬とかそういう話とはちょっと別になりますけれども、やはり先ほどもご意見出ていましたけれども、今回の制度改革の必要性、出発点。やっぱり中央青山とかカネボウとか、ああいう事件のようなことがどうやったら防げるのかというところが出発点だと思います。組織監査というのが十分にできているのかというのを、いろいろ中央青山の事件の報告であるとか、四大監査法人に対する監査審査会の審査の結果であるとか、そういうのを拝見しますと、やはりそれがどうも現状制度ではうまくいっていないんだろうと。

このはじめにのところで、「緊密な連帯意識のもとで組織規律と相互監視が機能することが

前提となった制度」なんだとありますけれども、そういう前提がきちんとできていなくなってしまっているんだというふうに理解するわけです。

ですから、そういうことを考えると、実際に監査証明を行う人、それから審査を行う者、それから経営の意思決定を行ってその品質管理のあり方等を法人として決めていく人、その間が有機的にきちんと機能別に分けて体制をとれるようにしていかないと、やっぱりもうこれだけ監査法人自体が大きくなって、うまくやっていけないと思うんですね。

ですから、あえて法定する必要はないんじゃないかというご意見も出ましたけれども、そこはもうちょっと、今の漠とした会計士法の書き方よりは、きちんとどういう組織であるべきかというのを書き込んだ方がいいんじゃないかというふうに私は考えます。

○関部会長 それでは時間もありませんので、この5ページ以下の品質管理に関する規定のあり方、それからディスクロージャーのあり方、ここの議論をして頂きたいと思いますが、しかしこの項につきましても、前の今までの議論と関連がございますので、今までの議論で更に深めなきゃいかん点もあろうかと思っておりますので、含めて一番最後のところまでまとめて議論を更に深めて頂きたいと思っております。

弥永先生どうぞ。

○弥永委員 ディスクロージャーの点なんですけれども、やはりEUの第8次指令もそうなんですけれども、やはり最後のページで個人事務所と監査法人を分けるという書き方をしているわけですが、私はそれは余り適切ではないと思うんです。

やっぱりどこを監査しているのか。つまり、要するに大会社とか上場会社を監査している監査事務所に対してはディスクロージャーを強く要求するというのは、これはやはり世界の趨勢じゃないかと。つまり、監査事務所側が大規模なのか小規模なのかという、それでディスクロージャーに差が出るというわけではないのではないかとというのが1点。

それからもう一つは、やはり今度、多分監査法人について有限責任を認めるかどうかということがそのうち議論になると思うんですけれども、会社法などの世界では、やはり株式会社のように、あるいは合同会社のように、対外的に社員の有限責任を認める場合にディスクロージャーを強化し、他方、合名会社、合資会社では、そうはしないということですから、やはり監査法人に対して合名会社タイプの監査法人に対して、やはりディスクロージャーの程度というのは少なくてもいい。少なくとも、この監査法人の財務情報を出す必要はないというか、必ずしも要求するのは適切じゃないと。それに対して、有限責任は認めるのであれば、もう監査事務所の財務情報も出して頂くと、やっぱりこういう仕切りというのはあるんじゃないかと思うの

で、単に監査法人なのかどうかとか、規模が大きいのかどうかというだけではなく、ディスクロージャー、線引きした方がいいのではないかというふうに思います。

○関部会長 どうぞ。

○岩原委員 まず、前半の議論をちょっと整理してから進んだ方がいいんじゃないかと思いません。

大変有益なご意見をたくさん頂いたと思うんですけども、幾つかの異なる問題が指摘されていたと思うんですね。ガバナンスを議論するというのが今日のテーマですけども、いわばその前提となる監査法人のあり方についてどういう認識を持つかというところのご議論が幾つかあったかと思えます。

その中の1つとして、先ほどご議論ございましたように、監査法人が果たす業務の内容を現行法のように限定したものにするのか、それともコンサルティング等を含めたより広いものにするのかという、まず制度の基本的な方向が決まらないとガバナンスの考え方も変わってくるということから、業務内容についてどう考えるかというご意見が1つあったと思うんですね。

それから、監査法人による監査の仕方を、連動的な監査の主体は公認会計士だという考えをとるのか、それとも組織として監査をするのか、その考え方がガバナンスのあり方にもかかわってくる。そこを議論したいというのが第2にあったご意見かと思えます。

それから3つ目に、ガバナンスというときに制度をどういうふうに考えていくべきか。まさに弥永委員のご質問はそこで、現在、ボードという名称で行われているようなガバナンスの体制が、いわばどういう制度的な基礎に基づいて、どのように運営されているのかをより知りたいと。そこから検討していく必要があるのではないかというのが、多分、弥永委員のご指摘だったと思えます。

私も、制度論をやっていく以上は、まず、そういうところから、きちんと現状がどういう法制のもとに立って、どういうふうに機能しているかということをも明らかにすることはまず必要ではないかと思っています。

そのほかに、そういう制度論はさはさりながら、実際上の実務の運営としてどういうふうに運用されているんですかということで、増田宏委員の方のご指摘があって実務指針等でかなりやられていますよというご指摘があったかと思えますけれども。

この部会の検討としては、最後にもう一人の増田委員からのご指摘ありましたように、現状既に問題が起きているわけですから、そういう問題が起きている中で、制度をよりよく改正するにはどういう点を改善する必要があるかということを検討するのが、この部会の役割だと思います。

いますので。

それを考えますと、さっき弥永委員がご指摘になったように、まず、現在の制度のもとで、実際の監査法人とガバナンスがどういうふうになっていると。どこに制度上の問題があって、部会としてどういう点で改善ができるかということを考えるべきではないかというふうに思います。

そういう視点からいいますと、後半のディスクロも、弥永委員のご指摘になったように、確かに合名会社タイプのものであれば、財務情報等は対外的に出さなくていいという視点もあるかと思うんですけども、一方で恐らくここでディスクロの強化が指摘されているのは、単に監査法人が責任を負う相手に対して、どれだけちゃんと債務を果たせますかということだけじゃなくて、むしろ社会的にその監査法人が果たしている役割をきちんと果たしているかということ、これを対外的にディスクローズすることによって、先ほどのような不祥事が起きないように監査がきちんと果たしているか。それを担保するための方法としてディスクロを考えるべきだと。

いわば、ある意味でいうと銀行が行っているディスクロ誌による開示に近いようなことを期待しているのではないかと。そうだとすると、一般の会社の開示とは違った観点から、いわば社会的な責任をどれだけ果たせる体制にあるかということ、これをディスクロとしてこれを考えたらいいのではないかというふうに思います。

○関部会長 今までの議論を含めて、大変よく整理して頂いてありがとうございます。

ほかにご意見伺いたいと思いますが。

○増田（宏）委員 今、岩原先生の方から、3点ほどお話がありましたが、現状、実務的に大法人における組織ガバナンスというのはどういうふうになっているかということなんですけれども、一般の会社における株主総会に該当する社員会というものがございます。合名会社の規定を準用している公認会計士法に基づいて設立されている監査法人の社員というのは、出資主であって、かつ取締役という形になるわけです。そういう人が大手の監査法人には400人から500人ぐらいいます。そこで大事なことはすべて決めるということになっていますけれども、その運営自体は、先ほどの話にありましたように、理事だとか、あるいは専務理事だとかいう役職の人が運営をしている。それをチェックする体制として監査役に当たる監事という役職がありまして、執行と監視という仕組みをガバナンスとして行っているわけですね。

それと同時に、監査の実務的な問題ですけれども、この前一度お話ししましたが、これは全く同じとはいえませんが、お医者さんの総合病院と似ているところがあります。実際の外科手術をする人たちと監査の現場のチームの責任者というのは非常に似ているわけですね。現場の

状況をチェックする立場の人、つまり外科部長みたいな人が審査員等としてチェックする担当者がいるという仕組みになっていまして、その上に全体として病院長等が運営を行っている、例えば専務理事等が運営を行っている形になっています。

品質管理については、先ほど申し上げたように執行する者と、それをチェックする審査を担当する者、それから全体の仕組み自体を、うまく動いているかどうかということを経営の責任者が、先ほどの専務理事会等でチェックするというふうな形になっています。そういう意味では、一般の会社とはちょっと違っているとは思いますが、似ているところも非常にあります。

もう一つ加えておきたいのは、EUの第8次指令の話も出ていますけれども、もともとEUの第8次指令自体は、有限責任制度がある前提で導入が考えられているわけですね。日本の場合、有限責任ではなくて、無限連帯のままで今考えているわけです。ディスクロージャーについても、EUにおいては財務諸表の公開とか、そういうところまでは行っていないわけで、EUの第8次指令自体では売り上げの内訳だとかいうところにとどまっているわけで、これは有限責任制度があるのと、ない日本との違いだと思いますので、その辺は前提条件としてお考え頂きたいなと思います。

○関部会長 わかりました。

どうぞ。

○岩原委員 たびたび恐縮ですが、先ほどの弥永委員のご質問の延長なんですけれども、今、増田委員から実態についてご説明頂いたんですけれども、ボードと呼ばれているのは理事によって構成されているわけですね。その理事になる資格というのは、社員の中から業務執行社員として定款によって指定されている人が理事なのか、あるいは更にその中から一部の人を選んでいるのか、法的にはどういう基礎づけがされているのか、わかれば教えて頂ければと思います。

○増田（宏）委員 事務所によっていろいろあると思いますけれども、例えばうちの事務所ですと、全国で本部理事というのは20人ぐらいだと思います。その中で実際に執行をしている、運営主体で常勤の専務理事という人がいます。この人たちは、もちろん業務執行社員でもありません。非常に限られていますけれども、ある程度業務執行も行っています。

その中で、運営の方の比重が非常に高い人と、それから本部理事というのは基本的に会社における取締役みたいなものですから、役割としては月に1度程度の取締役会があるように、本部理事会があるというような形ですね。もうちょっと少ないかもしれませんが、専務理事会と

いうのはしょっちゅうやっています、七、八人で理事長を入れても10人もいないような運営主体で事務所運営を行なっています。

参考までにお話ししました。

○ 伊藤委員 法律学者の岩原先生とか弥永委員のおっしゃることはよくわかるんですがね。そういう見方でこの議論を進めると、まず、今の合名会社の形態としたものでいくのかどうかということをはっきり整理しておかないといけないとおもいます。

私が最初申し上げたし、あるいはこの前から言っていたのは、やはりそのやり方では、現在の情勢の変化と企業のニーズにはちょっとこたえられないんじゃないかという問題提起を申し上げたんですね。したがって、部会長もおっしゃった組織監査をやってほしいと私どもも思っているのは、今の非常に限られた監査業務だけをやっている人たちの集団の中で、果たして企業に十分満足感を与えられるだろうかというところの問題を申し上げたいのです。そういう点では、現在形態の組織体制というのを少し変えて頂きたいという願いもあるわけなんです。それを一遍皆さんで議論して頂きたい。

こういう限られた形で、病院の話もありましたけれども、大病院の運営をみると、実際は医者は全部を運営しているわけではなくて、病院の手術その他、いわゆる診断に当たるのはお医者さんかもしれませんけれども、病院経営は別の人がやっているのではないのでしょうか。我々は、その病院の経営が本当にきちっと行われているかどうかというのは、お医者さんの能力と同時に、その病院経営も見ているわけですね。それで安心できる病院かどうか判断できるわけです。

つまり、監査法人自体の経営そのものがきちっとした形で行われているのかどうかということが重要です。したがって、同一の人たちの集団ばかりで今後もいくのかどうかというところを、私は世の中が変わってきているから、これは欧米の動きをよく判断しつつ、我々日本としては独特な考えでいけばいいと思うんです。日本の風土に合う形で、しかも欧米と協調できるような形で、私どもは、今後の体制を考えればいいと思います。

そうすると、先ほど申し上げた内部統制といった新しい動きが入ってきていますので、単純に監査業務、会計監査だけをやるというところから内容は変わっていますから、経営そのものを財務という数字を通して判断できる能力のある人がいないといけないと思います。監査人はもちろん、当然のことながら、公認会計士ではあるけれども、その公認会計士のやってきた結果については、やはり外部の経営経験のあるような専門的な人も入ってアドバイスをするような形があってもいいのではないかと私を言っているのです。

それから、コンサルティング業務だって、会社の中を幅広くいろいろな形で検討し、将来展開につながる業務の助言をやるわけですから、ファイヤーウォールはあってしかるべきだと思うけれども、単純に会計監査に限定するのではなく、コンサルティング業務もある程度認めていくような総合的な事務所の形態の方が望ましいのではないかと、こういうような世の中の変化ということをご認識頂いて、監査法人の組織を抜本的に変えて頂くことをお願いしたいと思います。

○池田企業開示課長 先ほど来の、岩原先生からのご指摘、増田先生の方からかなりの程度お答えを頂いたんですが、私どもが理解しているところを申し上げれば、大法人では理事会なり評議員会なり、名称は各法人によってさまざまだと思いますけれども、また選出の方法もいろいろさまざまではあると思いますが、社員の方、四、五百名いる社員の中から、特にそういう人たちを選出して、実際の経営運営をしているものがあると。ただ、これは法的には岩原先生のご質問に答えれば、特段、何か法的に根拠を持つものではなくて、各監査法人がその定款で自主的にといますか、自発的に定めている組織であって、したがって、そこの理事の方、あるいは評議員の方というのも、社員であるとは思いますが、必ずしも代表社員というような人とリンクしているということではないというふうに思います。

そういう意味では、公認会計士法上では、理事会に入っている方も、入っていない方も法的には社員ということで、均質的な存在なのだろうと思います。

それから法人においては、例えばいろいろな諮問委員会みたいなものも設置して、外部の方の意見を聞くというような枠組みをつくっておられる法人も少なくないと思いますけれども、必ずしもそれも法的に何か要求されているものではないし、そうした場合、外の方の意見を聞くことはあるんですけれども、社員にはなれないというのが現在の法制度かと思います。

それから、業務の範囲が自由でないという澤田先生のご指摘から、そこに関連する議論で、八田先生おっしゃるように、監査法人じゃなくて会計法人だという、非常に法律の根底から書き直すようなご提案も出ていて、事務担当者としては、恐らくここで課長補佐はおびえていると思うんですけれども。

その辺も多少、まさに公認会計士法の規定に即して澤田先生おっしゃったように、今の監査法人の業務というのは2条1項業務で監査業務というのが置かれて、2条2項業務として法律に列挙されている、できれば次回また条文もお配りさせて頂きたいと思いますが、財務書類の調製等、ある程度規定されたものがあって、それを確かに先生おっしゃるように、1項業務に支障ない限りでやれると書いてあって、その評価が非常に限定的だというふうに考え

るか、1項に支障がなければかなりの範囲ができるかと考えるのか、あるいはその運用がどうなっているのかという問題かもしれませんけれども。

一方で、我が国の場合は税務に関しては税理士という制度があるので、そこは税理士あるいは税理士法人というものの制約というのがあるが、そこはかなり諸外国とは違う制度で、それはある程度その存在は前提にものと考えていくことが現実だという部分がありますと、業務の範囲を広げるとするのは、具体的にどうしたものをイメージしていくのか、もう少し詰めて議論していく必要があるのかなど。

いずれにせよ、八田先生がおっしゃる会計法人というところは、根底から直さないとな法制が組み上がらないかどうかというのは、もう少し議論を頂く必要があるんじゃないかというふうに思ったところです。

ただ、問題意識として、その監査をめぐる環境が伊藤委員等あるいは八田先生おっしゃるように大きく変わっていると。澤田先生おっしゃったように、しっかりした監査をやるということのために、監査だけをやっていることがベストなのかというのは、非常に重要な問題提起ではないかと思います。

○岩原委員 先ほどの伊藤委員からのご指摘についてなんですけれども、伊藤委員の問題関心、大変よくわかるんですが、ただ、伊藤委員の問題関心を実現する方法として、現在のいわば合名会社タイプの公認会計士法が予定している監査法人の若干の修正でもやれる部分と、それでは足りなくてもっと根本的な合名会社タイプでない新しい法人タイプまで認めるべきだというご主張になるのかですね。

現在の合名会社タイプであっても、まさに本日配られました討議資料にありますように、社員資格を修正するとか、そういう形で現行法を若干修正することによって、伊藤委員のような問題意識を盛り込むことも可能なわけですから、どこまでやる必要があるのか、どういうふうにやれば一番、より目的が実現できるかということで考えれば足りるのではないかというふうに思います。

○澤田委員 先ほど公認会計士でない増田委員の方から、今回の議論は、公認会計士監査審査会の四大法人の検査結果も踏まえてというご意見がありました。たびたび座長の方から監査法人の報酬体系はどうなっているんだという問いかけがありました。多分、検査対象になった四法人の方は、批判された側であり、いろんな認識や意見があってもなかなか、声に出して表現することは難しいだろうなど、私はこう思っております。

私も以前は処分された監査法人に勤務していましたが、少なくとも私が認識している四大法

人像といいますのは、全て国際ネットワークに組み込まれているわけですね。今回、「監査に関する品質管理基準」が導入されましたけれども、それはそれら四大ファームがずっと検討してきたものが一つの制度化に結びついたもので、逆に制度が我が国に導入される前から日本の四大法人はそれを導入しつつあったわけです。ただ、象徴的にカネボウさんの事件が出ました。また、お叱りを受けるか分かりませんが、ある意味でいいますと、前回の公認会計士法改正以前の状況下での不祥事が、それがやはり何年かおくらせて表面化したと、こういうふうに私は思っております。

したがって、国際的な対応をされている大手監査法人さんが、この品質管理の手続ががたがたなんていうことは私自身は信じられません。ただ、それにもし問題があるとなれば、やはり東京、大阪、名古屋以外の地方事務所に対するコントロールは大丈夫だったのかなということはあると思います。先ほど藤沼会長が申しましたように、現在の四法人の状況であれば、そういうきっちりした報酬体系を持たなければ、とてもやっていけないという形で私は現実的に進んでいるだろうと認識しています。

それと、ここの議論の中で、もともと公認会計士法の中で監査主体が個人なのか組織なのかという話ですが、公認会計士法という切り口であれば、やはり私は個人なんだと思うんです。ただ、要するに監査される、いわゆる基本的に上場会社をベースにした上場会社監査事務所法みたいなものが設定されれば、それはある意味で、明確に目的意識をもって議論ができるんだろうなど。

とはいうものの、今現在、大きな企業に対しては組織的に対応しなければとても対応できないということは、当然のこととして私は認識しております。そして、その辺の、全く先ほど弥永先生がおっしゃったように、監査する主体が大なのか中なのか小なのかというのはナンセンスということも承知しています。その上で、監査を受ける側、監査対象としての切り口というのは重要ですねというのは、私は大賛成でございます。

ただ、これらの様々な切口の議論が、一つのレポートの中に入り込みますので、そこは適切に問題を整理した上で、明確に区分した議論をお願いしたいと思っております。

○関部会長 ほかにいかがですか。

○八木委員 若干、実務的な面からディスクロージャーについて一言お願いしたいと思います。

6月30日の審査会の検査結果で、4大監査法人が法令等遵守の必要性及びその範囲の認識並びに体制整備の取組みが「不十分」とされたことに対し、私どもはある意味でショックを受けたわけです。私も監査委員、監査役の一人として、今回の会社法では、本年度からいよいよ品

質管理の問題、すなわち「会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項」について、我々監査役あるいは監査役会が相当か相当でないかの判断を行い、これを監査報告に記載することが義務づけられておりまして、この難しい評価をどのように行うか悩んでいるわけです。

監査法人からは、これに対するものとしての「通知」を我々に頂くということになっておりまして、そのモデル例がもう出されております。私も拝見しているんですが、かなり網羅的です。そして、これはクライアント企業ごとに個別に出るのではなくて、監査法人が標準的に一式を作成し、それを対象のクライアントに一斉にお配りになるように拝見しているんですが、これだけでは、我々監査役は、今度何をもって監査法人の体制の評価を行い、それについて意見表明したらよいのか悩んでいるわけです。

それで、この解決策としては結局、監査役と監査人との連携をこれまで以上にきつく、しっかりやっていくしかないので、そのために、ディスカッションの場を増やして、そこで、審査のこととか、あるいは監査意見のこととか、そういったことを具体的にしっかり議論することで、「通知」だけではなかなかわからない法人内部の状況について、ある程度の確証を得ることになります。そこまでしても我々ができるのはかなり消極的な評価、つまり「不備と不備な事実がないということを否定するような根拠はありませんでした」というようなスタンスで、「問題なし」を表現するのが精一杯かと思っております。

そういうことから、監査役としては少しでも情報が欲しいので先ほど来のディスクロージャーについては、EU指令ほどではないにしても、いろいろなものを示して頂きたい。この「通知」そのものもディスクロージャーなんですけど、ただ、非常に形式的なものですから、これに血を通わせて頂く意味で、もう少し具体的な数値その他を入れてもらうといいと思います。特にEU指令にないB/S・P/Lですね。これは今後、我々が監査報酬を議論していく上で、あるいはその監査法人が長期的に我々の相手として契約していくのに安心できる状態かどうか、いろいろ判断する上で、これは必須のものになるんじゃないかなと、こういうふうに認識しております。

以上です。

○関部会長 根本先生、どうぞ。

○根本委員 ディスクロージャーについて、ちょっとやはり実務的な点からなんですけど、私も企業を見る上で、企業のコーポレート・ガバナンスというのを見ているんですけども、その中の質問事項に、監査法人をどのように選定されていますかというのがありまして、それに

対してお答えを余り今まで明確に頂いたところがなくて、今日いらっしゃる委員の先生は、非常にその点進んでいらっしゃると思うんですけども、大概長くやって頂いているのでというような回答になっていて。それに一つには、監査法人に関する情報というのが余り積極的に集めてもいらっしゃらないし、関心も低い、情報も余りないということもあるのかなと思います。

そういう点からいうと、いろいろと特に内部管理をどのようにやっていらっしゃるのか。今は、非常に進歩していらっしゃるという話でもあるんですけども、そのあたりを出されるというのはいいのかなと。かつ、それはやはりなるべくは公共に開示されて、企業の経理の方でも簡単に見れるような方向であるのがいいのかなと思います。

ちょっと思いましたのは、こういうディスクロージャーに関しても、内部体制の部門の倉庫監視とか、そういうものに関しても、非常に組織化をされる上ではコストがかかると思うんですけども、それをどのように、どこが負担するのかですね。多分、今後の企業に対する地位ですか、その強化とかいうところにも関連するとは思いますが、やはり企業の方もこれだけしっかり体制をつくった監査法人に見てもらって、それが企業のバリューですということ意識されて、ある程度それに対する報酬も払われるというか、そういうことも必要なのかなというふうに思いました。

○関部会長 八田先生、どうぞ。

○八田委員 流れとして、私は監査法人の実態を開示していく方向性は必要だと思います。ただ、やはり弥永委員が言われたように、無限の責任の状況で、だれをターゲットに開示するかということが一つあると思うんですが、問題は、こういった情報開示がなされてくると、恐らくそれをベースに監査法人の格付けが始まると思います。どこがするか知りませんが。そうすると、当然、それをプラスに利用したいという考えが出てくると思います。発信者側として虚偽の開示はしてはいけませんが、少なくとも私どもの監査法人はこういったところに優位性を持っているといった開示をしないとも限らない。そうすると、かつてからあるように、これは一種の宣伝ということで、職業倫理上の問題とも絡んで、会計士としては非常に頭が痛い問題が起きると思うんですね。何でもかんでも書けばいいというのではなくて、やはり広告宣伝はやってはいけないという議論が、大分昔よりは緩和されていますけれども、どこまで書けるのか、そういったことがありますから、倫理的な側面というのは、やはり他の職業とは大きく違って、考えておく必要があるのかなという気はします。

○関部会長 ありがとうございます。

○増田（宏）委員 これは参考ですが、後でお話しする機会はあるかと思いますが、上

場会社を監査する事務所につきましては、来年の4月から先ほどの根本委員の方からお話のあった監査事務所の情報を開示する予定です。これは協会のホームページで、個人の事務所も含めて上場会社を監査している事務所については基礎情報、監査の品質管理の状況、それから品質管理の仕組み自体も公開することを考えています。いろいろな行政処分等があったものについても、これも公開するというので、相当の内容のものを見ることができるよう予定しています。

そういう意味では、今、こうした情報は一般の投資家の方も、会社の方も手に入らないという状況にあるわけで、その辺を改善して、よりはっきりした形で、ある意味では格付けにつながる場所があるんですけども、第1段階として品質管理レビューを受けて、どういう状況になっているのかといったこともわかるようなものが公開されます。

○関部会長 原委員、どうぞ。

○原委員 大変監査法人の仕組み、それから業務内容等、非常に流動的なところで、将来に向かってどういう制度設計をするのかというのは、大変ご苦労なさっていらっしゃるのを皆さんの発言の端々で感じておりますけれども、方向性として品質管理とガバナンスとディスクロージャーのあり方の適正さを図っていくということには賛成です。

先ほど、余りがちがちに法定化するのはというお話もありましたけれども、仮に自主規制の方に委ねることがあるにしても、何を自主規制に委ねるのかということも明記は必要なので、やはりきちんとした法定化を望みたいと思います。

この3つ挙がっている論点の中で、やはり大変気になるのが、ディスクロージャーのあり方なんですね。今も、来年4月から大手の監査法人では、品質管理の部分についてはディスクロージャーが始まるということなんですけれども、今までにない取り組みの中なので、ここでこういう項目をとということで、参考でEU第8次指令とか挙がっておりますけれども、ガバナンス構造ですとか、それから4番目に書かれている内部品質管理システム、それについてはステートメントあたりは監視がありますが、一番最後に書かれているパートナーの報酬の根拠に関する情報という部分なんですね。

私は以前もちょっと発言をしたのかもしれないんですけども、国会の傍聴にこの5月、6月入っていて、そのときにこの監査法人のあり方についても、随分金融の財務委員会では質疑があって、その中でご回答があった中で、国立大学の監査が監査報酬が一番多いところは東大の3,000万ぐらいでしたけれども、一方で国立大学で250万ぐらいというところがあって、やっぱり規模が違うにしてもどうしてこれほど違うのかというのが、やっぱりみんな聞いていて、

議員もそれから傍聴に入っていらっしゃる方も——ご回答なされたのは文部科学省の方だったんですけれども——わからなくて、ここまで踏み込んでぜひ開示をして頂きたいというふうに思っております。なぜこの報酬なのかとか、やっぱりディスクロージャーのための情報ですか、それから説明責任とか、そういうものも生じてくるというふうに思いますので、項目を並べるだけではなくて、どのような仕組みづくりをしていくのかというところまで踏み込んで検討を進めて頂きたいと思います。

以上です。

○関部会長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

○藤沼委員 法律の中にガバナンスについての機関設計をどうするのか、それをぜひとも書き込むべきだというお話がありましたけれども、監査事務所の品質管理基準というプロフェッショナルが準拠すべき基準というものが企業会計審議会で作られているわけです。それをベースに事務所の業務管理体制をつくるということになっておりますので、更にその上に、それを法律で書き込むという必要があるのかどうか。

法律に書き込むと動きが制約される、それ以上動けなくなるということがありまして、改定の必要なときに、また法律を変えるのかということで、非常にエネルギーがかかる。最低限の部分というものはあるというふうには思いますけれども、何が何でも機関設計についてはこうであるべきだというようなものを書くと、例えば中小事務所については、大法人と違ってどのような対応がとれるのかというようなことにもなります。この辺のところは監査法人の開示を充実することによって社会から評価をして頂くということのほうが、正しいやり方ではないのかと思います。

それと、EUの8次指令でいろいろな開示項目が挙げられていますけれども、やはりこれは開示によって対応するという考え方であろうというふうに思っておりまして、これらの中でどのようなものを採用すべきか、検討を加えていくことがよいのではないのかなと思っております。

ただ、先ほど私どもの会員、増田委員からの発言でありましたように、EU諸国では、基本的には監査事務所のパートナーは無限連帯責任ではありません。有限責任の前提の上に開示要求という形になっておりますので、無限連帯責任でそのまま追加開示だということになると、一歩も前に動けなくなるということになりますので、その辺のところをご検討頂ければと思います。

以上です。

○関部会長 はい、どうぞ。

○岩原委員 本日の討議資料で提起されております問題について、1つずつちょっと申し上げさせて頂きたいと思います。

この討議資料に書かれております問題意識というのは、いろんな性格のものが含まれているように思います。2ページの2の品質管理・ガバナンスのあり方、これが一番中心的な問題であります。もうこれは多くの方がおっしゃっているように、いかにして自己規律、そして監査業務の品質を上げていくかということで、そのためにどういう制度なりを整備するのがいいのか。さっきの原委員のご指摘のように、法制でもうちょっとかちっと定めていくのか、それとも藤沼委員おっしゃいましたように、開示でいくのかという問題があると思いますが。

3ページの具体的には②に書いてありますように、法的な枠組みとしては、現行法では、公認会計士法34条の13、それに基づく内閣府令があるわけです。この内閣府令は非常に一般的なことしか書いてありませんで、これをどこまでより具体化するか。確かにがちがちに書いてしまいますと問題ですけれども、よりもっと具体的なものにするとすることは十分考えられるんじゃないか。

それから、書けばいいのかという問題はそうじゃないだろうと思ひまして、實際上そういう体制がきちんとつくられているのかということが一番問題で、そういう意味でいえば金融機関なんかですと、金融検査マニュアルが、非常にそういう体制の整備を細かく書いてありまして、それに基づいて金融検査が行われる。公認会計士の場合には、そういう監督当局による検査ということは、現在は予定していないと思うんですけれども、そのかわりに恐らく公認会計士協会の方で自己規律を行っているということなんだろうと思います。自己規律をやっていく体制、自己規律をするにしても、公認会計士協会がそれぞれのタイプの監査法人に応じてどういう点を見ていくかということは、これはやはり公認会計士協会が自己規律をするときにどういう点を見るかということはあるべくきちんと書いて、そういうチェック体制を整備する。これはなされてしかるべきではないかと思ひます。

それから、その次の(2)、3ページの一番下から書いてある問題、社員資格、ボードへの参加資格の拡大。これはかなり性格の違う問題で、先ほどから議論が出ていますように、監査法人の役割が変わってきている、あるいは果たすべき業務内容が変わってきているときに、それに応じてどのようなガバナンス体制の柔軟化を図っていくかという問題だろうと思ひます。

これはしたがって、最初の品質管理とはちょっと違った問題だと考えておまして、これについては私も個人的に4ページに書いてあるところに関していえば、先ほど申し上げましたように、やはりこれは変わっていく必要があるので、社員資格等についてはこういう制度改正はあってしかるべきかなという、公認会計士の資格を持った人以外も社員になり得るということは考えてよいのではないかと考えております。

それに応じた法制、制度の整備ですね。責任や義務の主体等について。これは当然、それに応じて制度的な手当てが必要になってくるのではないのか。

4ページから5ページに書いてありますボードへの参加資格等。これは現行法については、先ほどご説明あったところによりますと、これがいわば法律のものの定款に基づいてなされているところでありますので、これはそこまでまさに法律で規定する必要があるのかどうかという問題であって、多分、まず定款の上等の整備がどこまでやれるかということ、まさに公認会計士協会等の自己規律でもってそれを改善して行って頂いて、もしそれで不足であれば、公認会計士法の中に何らかそれを補うような法規定を設ければという問題になるのではないかと思います。

その次の③の出資者の範囲と、その出資者が業務に参加する必要があるかどうか。ここまでは、ちょっと議論する能力はないんですけども、ただ、先ほど社員資格を拡大すれば、この問題もある程度答えが出てくる場所がある。

ただ、社員になった以上、あるいは出資者になった以上は業務に参加しなければならないかどうか。これはちょっと別の問題が含まれているように思おまして、アメリカではそうになっていると書いてある。なぜそうになっているのか。例えば日本の有限責任事業組合なんか、あれは税法との関係で、必ず全員が業務に参加しなければならないということになっているわけで、それと同じような問題があるのかもしれませんが、ちょっとアメリカでこうなっているからといって、直ちに日本でそういうことになるのかという問題はあります。

それからディスクロージャーであります。先ほどからいろんな指摘があるわけですが、このEU第8次指令についても、開示項目を見ていきますと、いろんな性格のものが入っているわけでありまして、財務情報というのは、実はこの中で9番目に入ってくるだけでありまして、財務情報については、先ほど弥永委員がご指摘になったような問題があり、更に財務情報の中にもいろんな性格のものがありますから、これは目的によって、どこまでどんな財務情報を開示させるかというのが変わってくるのかなと思います。

それから、先ほどからEUの場合は有限責任であることが前提だから、同じに考えてもらっ

ては困るというご指摘が幾つかあったんですけれども、ただ、有限責任が一番かかってくるのはむしろ財務情報がどこまで詳しいことを開示するかということであって、それ以外の項目の多くは、先ほど私申し上げましたように、監査法人がどこまで適正に業務を行っているかということ、いわばディスクロージャーを通じて自己規律してもらうため、あるいは社会的な監視のもとで規律が働くようにするための目的の開示項目が多いようになりまして、大部分はそうではないかと。そういう項目については有限責任かどうかということは、別に開示を検討する価値があるのではないのか。そういう観点から開示をすれば、やはり公衆縦覧のタイプの開示。先ほども申しましたが、銀行法のディスクロージャー誌と類似した性格の開示であると思いますので、そういう公衆縦覧タイプがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○上柳委員 品質管理の法制化とディスクロージャーについて、やはり整備すべきだと思います。もちろん、余りがちがちになったり、融通がきかないのはまずいですし、それから業界なり、あるいは現場で英知を集めておられたものが尊重されるべきだと思いますけれども、それに一定の法律的な裏づけがあるというのが素直かなというふうに思っています。

ただ、もう一つの論点の社員の資格については、私は今のところ、何となく消極説なんです。岩原先生のおっしゃったこともよくわかるんですけれども、一方、今問題になっている監査法人がきっちりやって頂くということからいえば、やっぱり構成員、あるいは重要な構成員、これは社員なり業務執行者ということになるわけですが、ここはやはり公認会計士ということで、公認会計士法の支配がかけ、それから監督もあり、資格者が中心になって当面は運営されるというのがむしろ自然なのかなというふうに思いました。

その上で、もちろんそのほかの業務とあるいは多角化することは必要だと思いますので、それはまた別の枠組みとかでもできるのかなというふうに考えております。

以上です。

○山浦委員 時間もないので最後ですけれども、ディスクロージャーの促進については、私自身も前からその旨お願いしているところなんですけれども、あわせてディスクロージャーの信頼性の確保というようなものも、やはり監査法人だからということで免れないと思うんですね。その検討をお願いしたいということです。

○関部会長 はい、増田委員。

○増田（宏）委員 幾つかご質問に答えるというか、実情をちょっとお話ししておいた方がいいかなと思います。

先ほどお話のあった中で、協会の自主規制で行っている品質管理レビューの制度ですけれども、それは協会で完結するわけじゃなくて、それを公認会計士監査審査会が監視することになります。場合によっては立入検査があります。今回、四大監査法人に立入検査がありましたけれども、そういう形になっています。これは別に四大監査法人に限らず、中小・個人の監査事務所に対しても立入検査をするということができることになっております。

それがまず第1点ございまして、それについて、協会の品質管理レビューにおいては非常に詳細な金融検査マニュアルと同様に、それよりももっと細かいかもしれませんけれども、品質管理レビューの基準や手続書、ツールとかとございまして、相当分厚いものが公表されています。まず、そういうものがございます。

それから社員資格のお話と出資の関係の話ですけれども、現実にはどういうことになっているかといいますと、例えば金融商品の専門家がいます。この人は会計士ではないので社員にはなれないですけれども、社員待遇、あるいは代表社員待遇ということで、一応そういうポストになっています。出資の方についても、社員または代表社員と同額を出資して頂くという形になっています。これが法制上認められるということになれば、それはそれで我々としては非常に便利だなと思います。

あと、そういう意味では運営の方の話がちょっとありますけれども、こちらも先ほどちょっと話がありましたとおり、例えばコンプライアンスの関係は、弁護士さんを入れた、そういう委員会を特別につくり役員会に報告するような形でつくられています。このような体制をついている法人も増えてきているというふうに聞いています。

先ほどお話のあった、EUの第8次指令の開示項目がございましてけれども、先ほど申し上げたように、来年の4月から、この中の品質管理の部分だけではなく、事務所の基礎情報的なものも開示します。これは大法人だけじゃなくて、上場している会社を監査している事務所全部、今250ほどございましてけれども、開示してもらうという予定でいます。

以上です。

○関部会長 どうぞ。

○伊藤委員 最後に発言して恐縮ですが、今日の事務局の資料は大変よく問題点が整理されていると思います。事務局提起の問題点について、本日は、いろいろ議論をさせて頂いたんですけども、この中には、まだ幾つか疑問点というか、もう少し検討して頂きたいというものも個人的にはあると思っておりますが、これらについて今後1つずつやっていくのか、あるいは、もうここでこの分野は終わったとお考えになっておられるのか、そのあたりも含めて、今後の

検討のスケジュールを事務局より教えて頂きたいということです。以上です。

○関部会長 では、どうぞ。

○池田企業開示課長 どういうふうに運営していくかは、その都度の状況を見て部会長とご相談して判断していきたいと思っておりますけれども、当面の心づもりとしては、冒頭部会長からありましたように、これまでの議論を踏まえて出されている論点を3つないし4つのくりに整理して、個々の論点ごとに議論をしていきたいというふうに思っております、次回は監査人の地位の強化の問題、それからその次の回で監査法人等に関する監督責任の問題、それからその他、あるいはいろいろな議論がいろいろ残っている部分も含めて、最後にその他ということで4回ぐらいで全体をカバーできるのではないかと考えておりますが、今日の議論について言えば、途中の議論でもあったように、例えば弥永先生からあったように、今日の議論の多くは恐らく責任の問題と非常に密接に関連してくるだろうと思っておりますし、監査報酬の開示の問題というのは監査人の地位の強化の問題にも非常に密接に関連してくるので、余りすばっと切り分けることができないので、絶えず2回目、3回目の議論でも1回目の議論に関連してくるところがあれば、その都度、私どもからも関連については指摘をしたいと思っておりますし、委員の方からもご指摘頂き、そうしたものもあわせて議論していければというふうに考えています。

したがって、当面3回ないし4回で全体の議論を総括的にできればというふうに考えております。

○関部会長 では、よろしゅうございますか。

それでは時間も参りましたので、本日の審議はこのあたりとさせて頂きたいと思っております。

随分いい議論ができたのではないかと私は印象を持っております。

今、池田開示課長が申し上げたように、今日でこの議論は打ち切りというような運営はしませんので、何度でも徹底的に議論したいと思っております。

今日は、増田委員の方から、最初、時間があればこの監査時間の見積もりに関する研究報告書というものについてプレゼンテーション頂きたいと思っていたんですが、時間がありませんので、また別途の機会にやって頂くということで、今日はこれで終わりたいと思っております。

大変、どうもありがとうございました。

○池田企業開示課長 次回の日程でございますけれども、既に委員の方にはご連絡をしているかと思っておりますけれども、10月2日月曜日の10時からの開催を予定しております。正式な開催通知は改めて事務局より送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

○関部会長 それでは、これで散会いたします。

午後0時03分 閉会